

大切なあなたを守る特定健診

～特定健康診査・ 特定保健指導のお知らせ～



この機会に、
ご自身の健康に
目を向けてみましょう！

◆ 対象となる人 ◆

受診日に幸手市国民健康保険に加入している人で、平成26年3月31日時点で40歳～74歳に達している人(平成25年度中に75歳になる人は、誕生日の前日まで)

※幸手市国民健康保険以外の医療保険に加入している人は、加入する医療保険者(サラリーマンの人やその家族の人は勤務先の保険組合、公務員の人やその家族の人は共済組合など)が契約した医療機関で健診を受けることとなります。詳細については、勤務先にお問い合わせください。

※後期高齢者医療加入者(75歳以上の人)の健診については、広報さって5月号でお知らせします。

◆ 健診費用 ◆

多くの人に特定健診を受診していただき、生活習慣病の早期発見と予防を促進するため、特定健康診査の健診費用を無料としています(同時に受診できる検診については有料)。

◆ 特定健康診査の流れ ◆

加入者の年齢などにより、健診の方法などが異なります。

年齢	40歳～64歳	65歳～74歳	
方法	集団健診	個別健診	集団健診
場所	ウェルス幸手ほか (個別通知をご覧ください)	市と契約する医療機関	ウェルス幸手ほか (個別通知をご覧ください)
期間	つぎのいずれかの期間(土曜・日曜日を含む) ○6月5日(水)～10日(月) ○9月26日(木)～29日(日) 午前7時30分～11時	6月～12月	つぎのいずれかの期間(土曜・日曜日を含む) ○6月27日(木)～7月3日(水) ○9月28日(土)～10月3日(木) 午前7時30分～11時
流れ	①特定健診の案内が届く (4月下旬) ↓ ②健康増進課に予約をする (予約開始日は、案内をご覧ください) ↓ ③健診会場で健診を受ける	①特定健診の案内が届く (6月上旬) ↓ ②市と契約する医療機関(案内に記載)に予約をする ↓ ③医療機関で健診を受ける	①特定健診の案内が届く (6月上旬) ↓ ②健康増進課に予約をする (予約開始日は、案内をご覧ください) ↓ ③健診会場で健診を受ける
費用	無 料		
結果通知	・健診の約1か月後に健診会場で結果説明会を実施します(要予約)。 なお、特定保健指導の対象となる人は、この結果説明会から保健指導が開始されます。	・受診した医療機関から結果の説明があります。特定保健指導が必要な人には、後日市から通知があります。	・健診の約1か月後に健診会場で結果説明会を実施します(要予約)。 なお、特定保健指導の対象となる人は、この結果説明会から保健指導が開始されます。
同時に受診できる検診(有料)	・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・肺がん検診 ・肝炎ウイルス検査 (肝炎ウイルス検査は40歳のみ) ・前立腺がん検診 (50歳以上の男性) ※検診費用などは、個別通知でお知らせします。	な し	・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・肺がん検診 ・前立腺がん検診(男性のみ) ※検診費用などは、個別通知でお知らせします。

※個別健診の場合、医療機関の都合により、予約できない場合もあります。

問合せ ◆特定健診の制度に関することは保険年金課☎(43)1111 内線143・FAX(43)1125

◆特定健診の健診内容に関すること(各種がん検診を含む)・

特定保健指導に関することは健康増進課☎(42)8421・FAX(42)2130

◆ 特定健診の内容 ◆

- ・問診(服薬歴・喫煙歴・生活習慣など)
- ・身体計測(身長・体重・BMI・腹囲)
- ・理学的検査(身体診察)
- ・血圧測定
- ・血液検査(中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール)
- ・肝機能検査(AST(GOT)・ALT(GPT)・ γ -GT(γ -GTP))
- ・血糖検査(HbA1c)
- ・尿検査(尿糖・尿蛋白)
- ・腎機能検査(クレアチニン)
- ・痛風検査(尿酸)
- ・貧血検査(ヘマトクリット値・血色素量・赤血球数)
- ・心電図検査
- ・眼底検査 ※医師が実施の可否を判断します。

◆ メタボの判定基準 ◆

以下の基準に該当する人が、メタボリックシンドロームです。



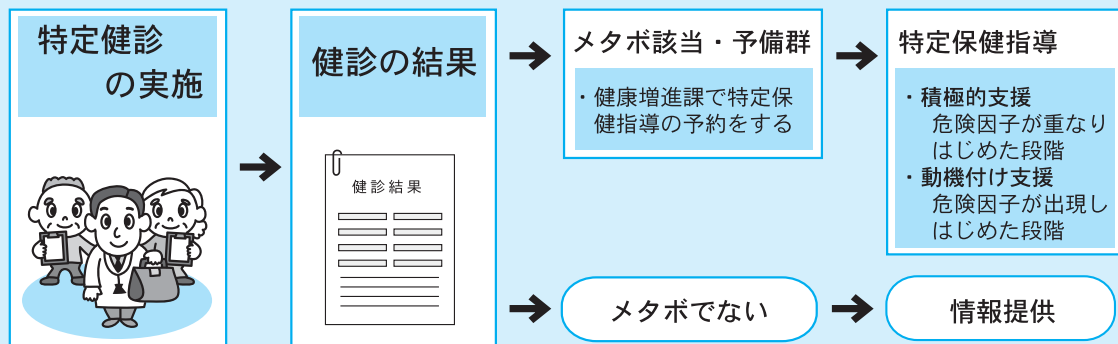
○腹 囲	男性	85 cm以上
	女性	90 cm以上

※腹囲の基準に加え、以下の2項目以上に該当する場合はメタボ該当、1項目に該当する場合は予備群になります。

○血 圧	収縮期130mmHg以上 または拡張期85mmHg以上
○脂 質	中性脂肪150mg/dl以上 またはHDLコレステロール40mg/dl未満
○血 糖	HbA1c(NGSP値)6.0%以上

◆ 特定保健指導の流れ ～無料で受けられます～ ◆

特定健診の受診結果により、特定保健指導の対象と判定された人は、メタボの予防・改善のため、市の保健師や栄養士が特定保健指導を行います。



○特定保健指導は、無料で受けることができます。また、積極的支援の人は3か月後に生活習慣の改善効果を見るための再検査(無料)を受けることができます。

住宅リフォーム費用の一部を補助

対象 市内の施工業者・設計業者による工事・設計費が20万円以上(消費税別)で、4月1日以降に着工・着手し、平成26年2月28日までに完了するリフォーム(下記参照)のうち、つぎの要件にすべて該当する場合

- ① 市内にある住宅(共同住宅の場合は専有部分)に居住していること
- ② 申込日時点で、市税および市で行う各種貸付制度において滞納がないこと
- ③ 市のほかの助成制度による補助対象工事以外であること
- ④ 対象住宅が過去に、この補助を受けていないこと

※工事・設計がすでに完了しているものは対象外です。

補助金額

工事・設計費の5%に相当する額(10000円未満切捨て)

※上限10万円。予算の範囲内で先着順となります。

申込み 見積書と市税の完納証明書(税務課で発行)

を持参の上、建築指導課へ
前期/4月9日(火)から
※後期の申込み時期については、改めてお知らせします。

【補助対象となる

リフォーム(工事・設計)

- 改築工事 住宅の全部または一部を取り壊し、改めて住宅部分を建築する工事
- 増築工事 住宅部分の床面積を増加させる工事
- 修繕・模様替え 住宅本体の修繕、模様替え
- 設備工事 台所、浴室、洗面所、暖房設備、給湯機設備、省エネルギー設備(太陽光発電システムなど)
- 公共下水道への接続工事 宅内の浄化槽を取りやめ公共下水道へ接続する工事
- ※住宅の耐震診断・耐震補強工事は、別の補助制度があります。

※詳細については、建築指導課にお問い合わせください。

問合せ 建築指導課 ☎(43)

1111 内線572・FAX (43) 7656